

第3回鷹栖町農業委員会定例会議事録

- 1 開催期日 令和5年9月29日(金)
- 2 開閉時間 午後5時開会 午後5時30分閉会
- 3 開催場所 役場庁舎 3階会議室
- 4 出席委員 13人
1番 小野寺昭一 2番 酒井雅憲 3番 佐藤美頭雄 4番 斉藤哲子
6番 松田直人 7番 鈴木英博 8番 北村浩光 9番 坂上 修
10番 西永和美 11番 寺崎秀子 12番 安田周司 13番 山崎禎彦
14番 吉本 憲
- 5 欠席委員 5番 開澤克明
- 6 会議出席 松木事務局長、清野主事
- 7 傍聴人 無し
- 8 議事録署名委員 6番 松田直人、7番 鈴木英博
- 9 議事内容
報告第1号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について
報告第2号 使用貸借の解約の通知について
報告第3号 農業経営改善計画の認定通知について
議案第1号 農地法第18条の規定による合意解約通知の成立状況の確認について
議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請について
議案第3号 農用地利用集積計画の要請について
議案第4号 農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく農用地利用集積等促進
計画作成の要請と農用地利用集積等促進計画(案)について

10 議事録本紙

- 議長 これから、第3回鷹栖町農業委員会定例会を開会します。
会議の成立ですが、現在の出席委員数は13名ですので、鷹栖町農業委員会総会規則第9条の規定に基づき、過半数を超える出席がありましたので、本会は成立します。
諸般の報告です。
(会長行動等を朗読で報告)
- 議長 日程第1、本日の議事録署名委員の指定を行います。
本会議の議事録署名委員は、6番委員、7番委員にお願いします。
- 議長 続きまして、日程第2報告第1号「農地法第3条の3第1項の規定による届出について」から日程第4報告第3号「農業経営改善計画の認定通知について」まで報告事項ですので、事務局から一括説明願います。
- 主事 それでは、議案2頁をご覧ください。
報告第1号「農地法第3条の3第1項の規定による届出について」でございます。
相続による農地取得の届出がありましたので報告します。
議案3頁、4頁をご覧ください。
番号が11番から12番までの2件です。
土地の所在、地番、登記簿地目、現況地目、面積、被相続人、相続人の住所及び氏名、権利を取得した日、届出のあった日につきましては、議案に記載のとおりです。
届出の個所図については、別冊、説明資料の1頁から3頁になりますので併せてご確認ください。
- 続きまして、議案6頁をご覧ください。
報告第2号「使用貸借の解約の通知について」です。
使用貸借の解約について通知がありましたので報告します。
議案7頁、8頁をご覧ください。
番号が1番の1件でございます。
1番については、売買による解約となっております。
土地の所在、地番、登記簿地目、現況地目、面積、貸主、借主の住所、氏名、契約の内容、解約年月日は議案に記載のとおりです。
- 続きまして、議案9頁をご覧ください。
報告第3号「農業経営改善計画の認定通知について」です。
農業経営基盤強化促進法第12条第4項の規定による通知がありましたので、報告します。
議案は10頁になりますのでご覧ください。
1件の通知がありました。
認定農業者名、認定番号、認定日、認定有効期限については通知に記載

のとおりです。

報告について以上です。

議長 報告事項ですが、質問等があればお答えします。

委員 無しの声

議長 無ければ、次の日程に入ります。

議長 続きまして、日程第5議案第1号「農地法第18条の規定による合意解約通知の成立状況の確認について」を議題に供します。事務局より議案の説明をお願いします。

主事 それでは、議案12頁をご覧ください。

議案第1号「農地法第18条の規定による合意解約通知の成立状況の確認について」でございます。

合意解約通知の受理に伴い、合意解約による賃貸借の解約成立の確認について、審議を求めるものでございます。

議案は13頁、14頁をご覧ください。

番号が10番から11番までの2件の通知を受理しております。

合意解約の理由については、議案の備考欄に記載のとおりです。

土地の地番、登記簿地目、現況地目、面積、貸主、借主の住所、氏名、契約の内容、合意解約成立日、引渡し時期は、議案に記載のとおりです。

通知のあった合意解約の引渡し時期が、6か月以内であるかの確認については、合意解約成立日と同日で引渡しとなっているので、要件が合致していることを確認しています。

説明は以上です。

議長 それでは、議案第1号「農地法第18条の規定による合意解約通知の成立状況の確認について」説明が終わりました。

質疑ございませんか。

委員 無しの声

議長 それでは、質疑を終了し採決に入ります。

議案第1号「農地法第18条の規定による合意解約通知の成立状況の確認について」認める方は挙手をお願いします。

委員 全員挙手

議長 はい、それでは議案第1号「農地法第18条の規定による合意解約通知の成立状況の確認について」は、認めると決定しました。

議長 続きまして、日程第6議案第2号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題に供します。事務局より議案の説明をお願いします。

主事 それでは、議案16頁をご覧ください。

議案第2号「農地法第3条の規定による許可申請について」です。

農地法第3条の規定に基づき、農地等の権利の移転及び設定に係る許可の可否について審議を求めます。

議案は17頁、18頁になりますのでご覧ください。

番号が6番の1件の許可申請がありました。

土地の所在、地番、登記簿地目、現況地目、面積、譲渡人、譲受人の住所、氏名、経営地、契約の種類、住宅からの距離、売買価格、につきましては、議案に記載のとおりです。

位置図は、説明資料の 4 頁になります。農地法第 3 条の調査書については、説明資料の 5 頁の調査書のとおりで、調査の結果、要件を満たしていることを確認しています。

説明は以上です。

議長

それでは、議案第 2 号「農地法第 3 条の規定による許可申請について」説明が終わりましたので審議いたします。

質疑ございませんか。

委員

無しの声

議長

それでは、質疑を終了し採決に入ります。

議案第 2 号「農地法第 3 条の規定による許可申請について」認める方は挙手をお願いします。

委員

全員挙手

議長

はい、それでは議案第 2 号「農地法第 3 条の規定による許可申請について」は、認めると決定しました。

議長

続きまして、日程第 7 議案第 3 号「農用地利用集積計画の要請について」を議題に供します。事務局より議案の説明をお願いします。

主事

それでは、議案 20 頁をご覧ください。

議案第 3 号「農用地利用集積計画の要請について」でございます。

農業経営基盤強化促進法第 15 条第 4 項の規定により農用地利用集積計画を定めることについて審議を求めるものでございます。

議案は 21 頁から 22 頁までをご覧ください。

番号が 5 番の 1 件でございます。

売買による集積で、所有権を移転する農用地の所在、地番、現況地目、面積、所有権を移転する者並びに所有権の移転を受ける者の住所、氏名、経営地、所有権の移転時期、対価、対価の支払方法、対価の支払時期、引渡しの時期は、議案に記載のとおりです。

位置図は、別冊説明資料の 6 頁、調査書が 7 頁に載せてありますので併せてご確認願います。

あっせん案件になります。

それでは、5 番のあっせん案件について、担当の委員より、補足説明をお願いします。

議長

5 番です。

令和 5 年 8 月 2 日から令和 5 年 8 月 28 日まで、あっせん回数 3 回で成立しています。

総額 1,616,431 円で成立しています。

議長

それでは、議案第 3 号「農用地利用集積計画の要請について」説明が終わりました。

質疑ございませんか。

委員
議長

無しの声

それでは、質疑を終了し採決に入ります。

議案第 3 号「農用地利用集積計画の要請について」認める方は挙手をお願いします。

委員
議長

全員挙手

はい、それでは議案第 3 号「農用地利用集積計画の要請について」は、認めると決定しました。

議長

続きまして、日程第 8 議案第 4 号「農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく農用地利用集積等促進計画作成の要請と農用地利用集積等促進計画（案）について」を議題に供します。事務局より議案の説明をお願いします。

主事

それでは、24 頁をご覧ください。

議案第 4 号「農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく農用地利用集積等促進計画作成の要請と農用地利用集積等促進計画（案）について」でございます。農地中間管理事業の推進に関する法律第 18 条第 11 項の規定に基づく農地中間管理機構への要請及び農用地利用集積等促進計画（案）について、審議をお願いします。

議案は 25 頁、26 頁をお開き下さい。

利用権の設定についてです。番号が 1 番で 1 件ございます。

利用権を設定する農用地、設定する者、設定を受ける者、設定する権利の内容については議案に記載のとおりで、農業公社と新たに権利設定するものです。

続きまして、議案 27 頁、28 頁をお開き下さい。

利用権の移転についてです。番号が 1 番で 1 件ございます。

利用権を移転する農用地、移転する者、移転を受ける者、移転する権利の内容については議案に記載のとおりで、経営移譲による利用権の移転でございます。

位置図は、説明資料 8 頁、9 頁に載せてありますのでご確認ください。

説明は以上です。

議長

はい、議案第 4 号「農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく農用地利用集積等促進計画作成の要請と農用地利用集積等促進計画（案）について」説明が終わりましたので審議いたします。

議長
委員
議長

質疑ございませんか。

無しの声

無ければ、これをもって質疑を終了し採決に入ります。

利用権の設定 1 番の案件について認める方は挙手をお願いします。

委員
議長

全員挙手

はい、それでは利用権の設定 1 番の案件については、認めると決定しました。

議長 続いて、利用権の移転 1 番の案件について審議いたします。

議長 質疑ございませんか。

委員 無しの声

議長 無ければ、これをもって質疑を終了し採決に入ります。

利用権の移転 1 番の案件について認める方は挙手をお願いします

委員 全員挙手

議長 はい、それでは議案第 4 号「農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく農用地利用集積等促進計画作成の要請と農用地利用集積等促進計画(案)について」は、認めると決定しました。

議長 日程については以上になります。

その他に入ります。

主事 次回の定例会についてですが、10 月 25 日(水)17 時からと考えていますが、よろしいでしょうか。

委員 問題無し。

主事 それでは、10 月 25 日(水)17 時からでお願いします。

主な関係機関の日程は、議案に記載のとおりです。

続きます、農地移動適正化あっせん経過報告についてです。

(別添の資料で説明)

続きます、農地パトロールについてです。

(別添の資料で説明)

事務局からは以上です。

議長 それでは、以上をもって第 3 回鷹栖町農業委員会定例会を閉会します。